

第7次総合計画基本構想

(総計審議会付議版)

全体構成

第1章 第7次総合計画の策定にあたって

- 1 計画の目的・役割
- 2 7つの基本的な課題
 - (1) 少子化対策
 - (2) 定住の促進
 - (3) 女性の活躍推進
 - (4) 高齢者の活躍推進
 - (5) 経済の活性化
 - (6) 地域力の向上
 - (7) 人口減少に対応した行財政運営
- 3 まち・ひと・しごと創生に向けた取組

第2章 20年30年先を見据えた長期ビジョン ～次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」～

第3章 第7次総合計画で取り組むまちづくりの基本方針

- 1 まちづくりの基本方針
- 2 5つの政策の柱
 - (1) 安心して子育て・子育てするまちづくり
 - (2) 健康で元気に暮らせるまちづくり
 - (3) にぎわいと活力のあるまちづくり
 - (4) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
 - (5) 市民が互いに助け合い学び合うまちづくり

第4章 人口と財政の見通し

- 1 「次世代に引き継ぐ『多治見らしさ』」に取り組むことによる人口目標
- 2 財政の見通し

第5章 計画の体系と行政運営方針

- 1 計画の体系
- 2 計画期間と見直し
- 3 行政運営
- 4 進行管理と評価

第6章 基本構想全体の構造図

第1章 第7次総合計画の策定にあたって

1 計画の目的・役割

「多治見市市政基本条例※」では、総合的かつ計画的に市政を運営するため総合計画を策定しなければならないとしています。総合計画は、基本構想と基本計画の2部構成としています。基本構想第2章以降では20年30年先を見据えた多治見市の長期ビジョン、そして、第7次総合計画期間で取り組むまちづくりの基本方針（政策及び施策）を示しています。

策定にあたっては、市民による策定委員会をはじめ、様々な市民参加の機会を設けました。この計画を市民と議会と行政が共有し、共に実行することで、目指すまちの将来像を実現します。

2 7つの基本的な課題

第6次総合計画の成果を整理し、第7次総合計画において解決に向けて取り組むべき課題の中から、多治見市が直面している基本的な課題を7点抽出しました。

（1）少子化対策

人口を維持するためには、合計特殊出生率※が2.07程度必要ですが、多治見市は1.33（平成25年）にとどまっています。少子化に歯止めをかけるため、若い世代が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境を整備し、出生率を改善させる必要があります。

（2）定住の促進

多治見市は、就業や結婚などによる10代20代の若者の転出超過を、郊外団地の住宅購入などによる子育て世代の転入超過が上回っていたため、人口が増加してきました。若者の転出超過に大きな変動はありませんが、子育て世代の転入超過が大幅に減少したため、人口が減少に転じました。人口減少に歯止めをかけるためには、市民が住み続けたいと思い、市外の人が住みたくなる魅力あるまちをつくる必要があります。

（3）女性の活躍推進

女性の社会での活躍に際しては、結婚、妊娠、出産、子育て、介護などの家庭生活に関する事由が大きな影響を与えています。そこで、仕事と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とするよう、企業による就業環境の改善や、家族を構成する男女が相互の協力の下に家族の一員としての役割を果たすことを促し、女性が社会で活躍できる環境を整える必要があります。

（4）高齢者の活躍推進

10年後の平成37年には市民の3人に1人が65歳以上となる中、これからは「人生90年時代」へと高齢者の捉え方の意識改革を図る必要があります。意欲のある高齢者が、年齢にかかわらず働くことができるとともに、地域社会の担い手になるなど高齢者の活躍の場所をつくる必要があります。

（5）経済の活性化

人口減少が経済の縮小を招き、経済の縮小が人口減少を加速させます。こうした悪循環に陥ることがないように、地場産業の支援、企業誘致、創業支援などにより地域経済

※ 多治見市市政基本条例：市政の基本的な原則と制度、その運用の指針、市民と市の役割を定めた条例。

※ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

を活性化させ、“しごと”を呼び込み、“ひと”“もの”が集まるという好循環を実現させる必要があります。

(6) 地域力※の向上

ますます高齢化が進む中で、地域での福祉や防犯・防災における共助の重要性が一層増えています。一方、高齢者のみの世帯や自治会未加入者の増加、自治会役員の担い手の不足など共助を進めていく上での基盤となる地域力がぜい弱になっています。地域力の維持・向上を図るよう、地域社会における退職者や女性の活躍、ボランティアやNPOの参加などを促進する必要があります。

(7) 人口減少に対応した行財政運営

人口減少に伴う市税収入の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、今まで以上に厳しい行政運営が見込まれる中、健全な財政状況を維持しなければいけません。

3 まち・ひと・しごと創生※に向けた取組

多治見市の基本的な課題で掲げた人口減少・少子化及びそれによって生じる課題は、一自治体の取組だけでは解決できません。これらの課題に対し、国は、平成26年12月に基本的な方針を示しました。

国は、人口減少時代が到来し、地方では人口及び地域経済社会の維持が困難となるため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、東京一極集中※の是正、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指しています。

第7次総合計画では、多治見市の目指すべき人口の維持、経済の好循環を確立するため、国の方針に基づいた取組を積極的に活用していきます。

国が目指す将来の方向

将来にわたって「活力ある日本社会」を維持します。

- 1 将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、出生率を向上させ、人口減少に歯止めをかけます。
- 2 若い世代の結婚、子育ての希望を実現させることによって、出生率が人口置換水準（2.07）まで回復し、人口減少に歯止めがかかります。
- 3 人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保されます。
- 4 出生率が向上し、人口減少に歯止めがかかった後は、若い世代の「働き手」が増加し、経済成長の牽引力となります。
- 5 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度が維持されます。
- 6 成長力の強化にあたっては、女性、高齢者が社会で活躍し、能力を十分発揮することなど、日本全体における労働参加の促進が求められます。

※ 地域力：地域が抱える課題に住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力。

※ まち・ひと・しごと創生：人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域が特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるようにするもの。

※ 東京一極集中：日本において、政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が首都圏（特に東京都）に集中していること。

第2章 20年30年先を見据えた長期ビジョン

～次世代に引き継ぐ「多治見らしさ」～

市の中央部に土岐川が流れ、四方を山々に囲まれた豊かな自然環境に恵まれた多治見市は、これまで6次にわたる総合(開発)計画によって、都市機能を10万都市にふさわしいレベルに向上させてきました。教育・医療環境の充実についても第6次総合計画において積極的に取り組んできました。こうした取組の結果、多治見市では生活利便性と自然環境が調和した住環境が形成されました。また、1,300年余の歴史を誇る美濃焼[※]と、それによって醸成された文化は、世界に誇れる市民の財産となっています。

JR中央線・太多線、中央自動車道・東海環状自動車道により中京圏中心都市の名古屋市、製造業が集積する愛知県三河地方への交通アクセスにも優れており、市域を超えて産業経済、文化などの様々な活動の場を広げてきました。

こうした多治見の魅力や特徴を「多治見らしさ」として再認識し、より一層高めることにより、今後の人口減少による様々な課題を克服する原動力とします。そして、市民一人ひとりが生きがい、働きがいを感じ、共に助け合い、幸せを実感できるまちとして、多治見市が20年30年後にも10万都市を持続していくよう取り組みます。

多治見市で生まれ育った子どもが、多治見を誇りに思い、住み続ける、又は、一旦学業などで多治見を離れても再び戻ることができる魅力あるまちをつくります。そして、「多治見らしさ」を連綿と次世代に引き継いでいきます。

多治見らしさ①：生活利便性と自然環境が調和するまち

多治見市は、商業施設、医療機関、子育て支援施設、福祉施設、交通網など市民生活に必要な都市機能を一定の水準以上に備えており、快適で便利に生活することができます。一方、市の中心部を東西に土岐川が流れ、四方は山々の緑に囲まれているなど、豊かな自然環境に恵まれています。生活利便性と自然環境が調和している良好な住環境が多治見市の魅力です。

多治見らしさ②：美濃焼[※]の伝統を引き継ぐまち

地場産業としての美濃焼[※]、その歴史とともに育まれた多治見市の文化は、世界に誇れる財産です。他の都市との差別化を図るためには、美濃焼[※]の魅力を活用することが最も効果的です。多治見市は、美濃焼[※]の魅力を世界に向けて発信し、陶磁器産業に携わる人々や陶芸家を志す若者が世界中から集まるまちです。

多治見らしさ③：子育てしやすいまち

多治見市は、保育園や幼稚園での受入体制が整っており、各小学校区には児童館や児童センター、放課後児童クラブ[※]が設置され、子育てしやすい環境を備えています。加えて、脳活・スキルアップ学習[※]、30人程度学級[※]などの特色ある教育や青少年まちづくり

※ 美濃焼：岐阜県東濃西部を中心とした地域で生産されるやきものの総称。

※ 放課後児童クラブ：放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な生活や遊びの場を提供する事業。

※ 脳活・スキルアップ学習：脳を活性化させるスピード・リズムを大切にしながら行う反復学習。

※ 30人程度学級：学級編成基準を「40人」から「30人程度」とすること。

市民会議※などの活発な市民活動により、まちの財産である子どもの豊かな心を育んでいます。

多治見らしさ④：中心市街地も郊外地域も住みやすいまち

多治見市は、郊外の団地などへの人口流入に合わせて郊外地域の都市基盤を整備してきたことにより、人口 10 万人を超える都市に発展しました。近年は、J R 多治見駅周辺部に商業施設、文化・娯楽施設、行政機能を集約し、中心市街地を活性化させてきました。また、郊外地域と中心市街地を結ぶ交通手段が比較的充実しています。その結果、生活利便性が高い中心市街地と住環境の良い郊外地域により住みやすいまちになっています。

多治見らしさ⑤：交通アクセスに優れたまち

J R 中央線によって約 30 分で名古屋市中心部に到着できるなど、鉄道網、高速道路網によって都市間の交通アクセスに優れる多治見市は、近隣都市だけではなく、中京圏を視野に入れた活動ができるまちです。また、企業誘致においても、多治見市の優れた交通アクセスは大きな強みとなっており、大手企業の誘致に成功しています。

多治見らしさ⑥：市民活動が活発なまち

市内の各地域では、自治会、消防団、地域福祉協議会、ボランティア活動など多種多様な共助が行われ、市民の生活を豊かにし、地域への誇りと愛着を高めています。全国的に地域、人々のつながりが希薄化している中で、今まで築いてきた「人と人のつながり」、「人と地域のつながり」の重要性を再認識し、次世代に引き継いでいきます。

※ 青少年まちづくり市民会議：住みよいまちづくりを通して青少年健全育成を進める組織。

第3章 第7次総合計画で取り組むまちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本方針

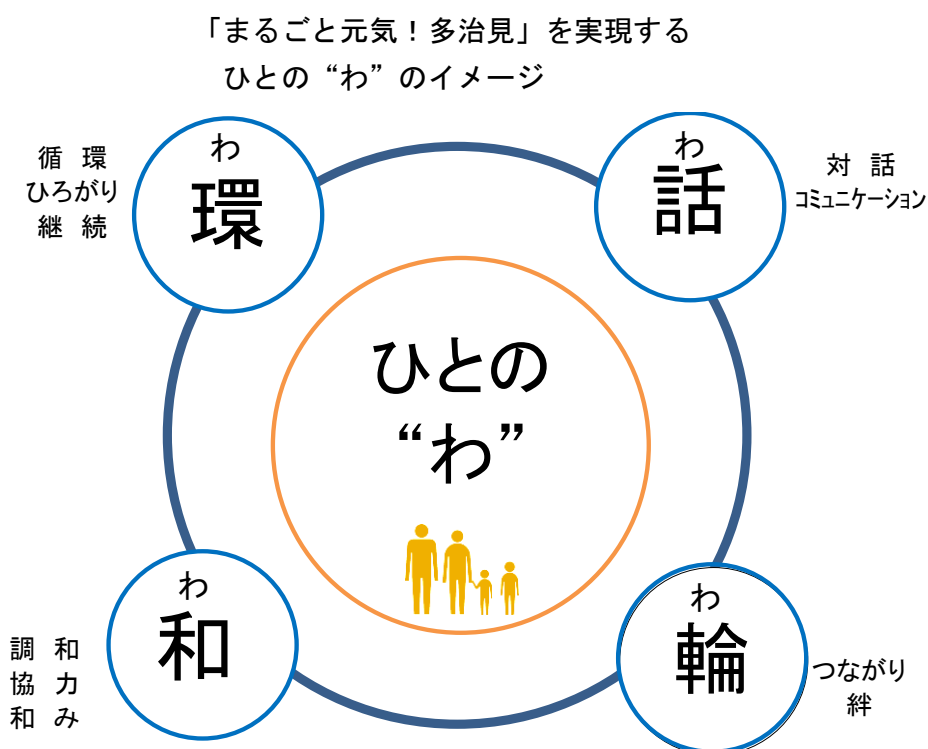
まるごと元気！多治見

第7次総合計画（平成28～35年度）では、人口減少による様々な課題を克服する原動力として多治見らしさを高め、中心市街地と郊外団地、地場産業と新規産業など相対するもの両方を元気にする「まるごと元気」をキーワードとした視点でまちづくりを行っていきます。どちらか一方だけが元気になるのではなく、両方が元気になることによって「元気の相乗効果」を目指します。

まちづくりにおいては、市民、NPO、ボランティア団体、企業、行政など多様な主体がつながることが重要となります。人と人のつながりであるひとの“わ”が幾重にも重なりあって多治見らしさを高め、まるごと元気な多治見を実現します。この場合の“わ”は、対話・コミュニケーションの「^わ話」、つながり、絆を深める「^わ輪」、協力し、思いやる「^わ和」、そして、めぐり継続していく「^わ環」として、まちづくりの基本とします。

ひとの“わ”の主役は、多治見市の「人財[※]」そのものであり、「人財[※]」が育ち、活躍することにより多治見市を元気にしていきます。

第7次総合計画では、特に、女性の活躍と子育て・子育て[※]を後押しする施策に取り組みます。市民一人ひとりが互いを尊重し、性別にかかわらず、自らの意思や希望により個性と能力を十分に発揮できる環境を整えます。また、地域力を高めるべく、NPO、ボランティア団体など市民の自主的な活動が活発になる取組を充実させます。



※ 人財：「人」をまちの「財産」として認識しようとする「人材」を基にした造語。

※ 子育て：その子らしさを発揮しながら、たくましく生きる力を身につけて育つこと。

2 5つの政策の柱

「まるごと元気！多治見」の実現に向け5つの柱を掲げ、施策を展開していきます。政策ごとの主な施策は、次のとおりです。

(1) 安心して子育て・子育てするまちづくり

子どもの笑顔がまちにあふれていることは、まちが元気な証です。子どもだけではなく、親をはじめ、子育て・子育てを応援する人など子どもに関わる大人たちも“まるごと元気”にするまちをつくりまします。

元気なまちには、若い世代が安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境が必要です。そこで、結婚、妊娠、出産に係る支援を充実させるとともに、保育サービスや放課後児童クラブの受入体制を充実させます。また、駅北庁舎3階の次世代育成フロア※をいかし、子ども関連部署が地域の子育て支援の場と連携し、子どもに関する総合的な情報提供、相談、支援を行い、近年顕在化してきている子どもの貧困問題についても連携して対応します。

子どもが家庭、地域、学校などで多様な人間関係を築く中で、豊かな心を育み、社会と関わり生きる力を身に付けることができるよう、充実した子育て環境を整えます。学校教育においては、特色ある教育を更に充実させ、学力、体力、社会力を育成します。こうした取組により、多治見に愛着を持ち、まちの財産として将来活躍する「人財」を育みます。

(2) 健康で元気に暮らせるまちづくり

まちの元気には、人の元気が必要不可欠です。市民、地区担当保健師※、関係団体が連携して健康づくりに取り組み、まちを“まるごと元気”にします。地域医療の核となる市民病院の診療科目の充実など、医療環境を更に高めます。加えて、生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができる環境を充実させることにより健康寿命の延伸につなげます。

今後、ますます高齢化が進んでいく中で、元気な高齢者が地域福祉を支える担い手として活躍できる仕組みをつくりまします。また、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム※を構築し、高齢者福祉の一層の充実を図ります。

障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、早期から切れ目のない支援を行い、社会的自立に向けた生活支援及び就労支援を充実させまします。障がい者（児）、高齢者など市民誰もが暮らしやすいまちとするために、ハードとソフトの両面でのバリアフリーを推進していきます。

(3) にぎわいと活力のあるまちづくり

まちのにぎわいと活力は地域経済の源であり、市民生活の豊かさにつながります。地場産業支援、企業誘致、創業支援、観光誘客、農業振興など様々な取組の連携により、まち全体を“まるごと元気”にします。

陶磁器及びタイルの地場産業の魅力や競争力を高めるため、美濃焼ブランドの構築

※ 次世代育成フロア：駅北庁舎3階にある保健センター、子ども支援課、教育委員会の次世代育成関係課が集まるフロアの総称。

※ 地区担当保健師：担当地区において分野横断的に保健活動を行う保健師。

※ 地域包括ケアシステム：地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を維持できるための保健、医療、福祉、介護の連携システム。

に向けた取組を引き続き支援します。また、窯業原料の確保など、将来にわたる地場産業の持続に向けた課題の解決を支援します。

長瀬テクノパークへの企業誘致に取り組むとともに、これまで誘致した企業と既存企業との連携による様々な波及効果を地域経済に広げるよう促します。また、起業支援センターを通じた起業家への支援も引き続き行っていきます。こうした取組により新たな雇用を創出します。

美濃焼の魅力をいかした観光誘客に向け、様々な観光資源のネットワーク化※を進めます。また、農業振興を図るため、地産地消※の取組を支援します。

多治見駅周辺では、新たに駅南再開発事業を進めるとともに、駅北土地区画整理事業※により土地の高度利用を促し、便利でにぎわいがある魅力的な中心市街地を形成します。女性の活躍の観点から、働く女性の就業環境の整備、男女が共に仕事と家庭生活との両立を可能とするよう企業と協力して取り組みます。また、高齢者が年齢にかかわらず働くことができる環境づくりを推進します。

(4) 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

まちを“まるごと元気”にするためには、市民の生命と財産を守る取組と、現在の良好な住環境を更に高めていく取組が必要です。

消防・救急体制の整備、消防団への加入促進、ライフラインの耐震化、浸水対策など、安全・安心な生活を送り続けることができるまちづくりを進めます。

これまで市民と連携し、精力的に行ってきた環境施策を継続し、生活利便性と自然環境が調和したまちをつくります。また、市民の環境保全に対する理解を深めるため、環境学習を推進する「人財」を育成するとともに、市民の環境保全活動を支援します。

商業施設、文化・娯楽施設、行政機能などの都市機能を中心市街地に集約させるとともに、郊外地域と中心市街地を結ぶバスなどの公共交通を充実させる「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成します。

都市基盤が整備されている郊外地域の空き家などへの子育て世代の転入促進とまちなか居住を促進することにより人口の減少を抑制します。

渋滞などの対策として、国、県と連携し、優先順位を付け、効果的な道路網整備を進めていきます。

(5) 市民が互いに助け合い学び合うまちづくり

“まるごと元気”を実現するためには、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、自らの能力と個性を発揮し、まちづくりに関わる必要があります。市民生活を心豊かなものとするため、市民によるまちづくりへの取組を支援していきます。

地域住民による防災・防犯活動の強化、市民が主体となった生涯学習、ボランティア活動への支援など、市民活動が活発化するような仕組みをつくります。そして、その活動が将来にわたって継続するよう、次世代のまちづくりの担い手となる「人財」の育成に力を入れていきます。また、市民と行政の連携を促進するため、今まで以上に情報の共有化を図るとともに、市民参加の機会を確保します。

こうした取組により、隣人、地域、行政がつながる環境をつくります。

※ 観光資源のネットワーク化：市内に点在する観光施設や飲食店などを、情報や交通体制などのネットワークで結び、滞在周遊型の観光地を形成すること。

※ 地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

※ 駅北土地区画整理事業：多治見駅北側に隣接する地区で、商業地域として商業・業務機能や駅周辺の利便性を活かした土地利用を図る事業。

第4章 人口と財政の見通し

1 「次世代に引き継ぐ『多治見らしさ』」に取り組むことによる人口目標

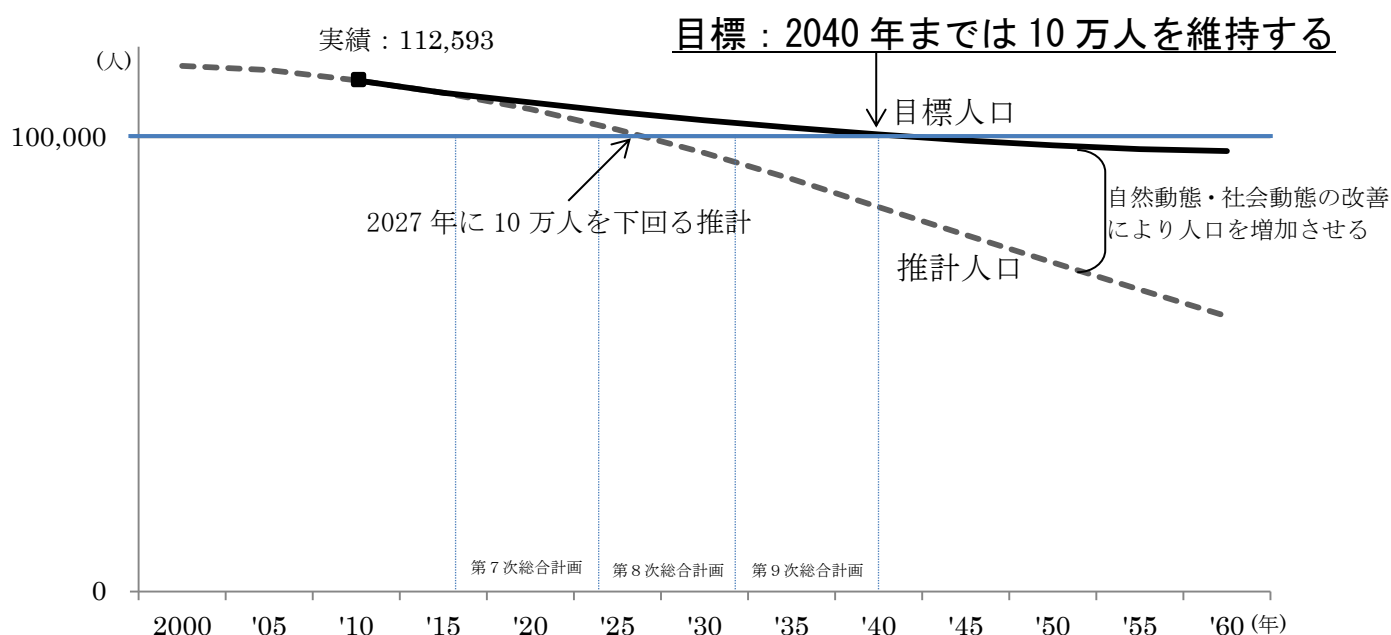
平成 12（2000）年の国勢調査において 115,740 人だった多治見市の人口は、平成 39（2027）年には 10 万人を下回り、平成 72（2060）年には 60,587 人になると推計しています。人口が 10 万人を下回ると、都市としての利便性が低下し人口減少を加速させる恐れがあります。このような負の連鎖を断ち切るため、自然動態※・社会動態※の改善に努め、平成 52（2040）年までは「10 万人維持」を人口目標とします。また、当面の人口目標として、第 7 次総合計画前期末の平成 32（2020）年までは 10 万 7 千人を維持します。

（1）自然動態※の目標

一人の女性が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率）を現在の 1.33 人から、少子化対策の推進により、国の目標と同じ 2.07 人まで引き上げます。少子化対策の推進においては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略による国策などを積極的に活用します。

（2）社会動態※の目標

転出者数が多い 10 代 20 代の人口流出を抑制するとともに、住居地域として整備、発展した郊外団地への子育て世代の流入を促進します。

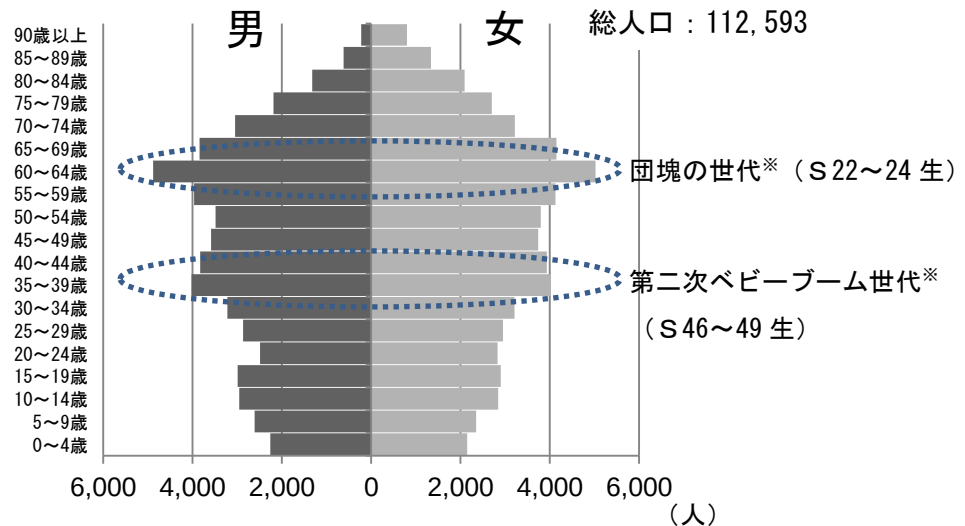


※ 自然動態：一定期間における出生・死亡に伴う人口の変化。

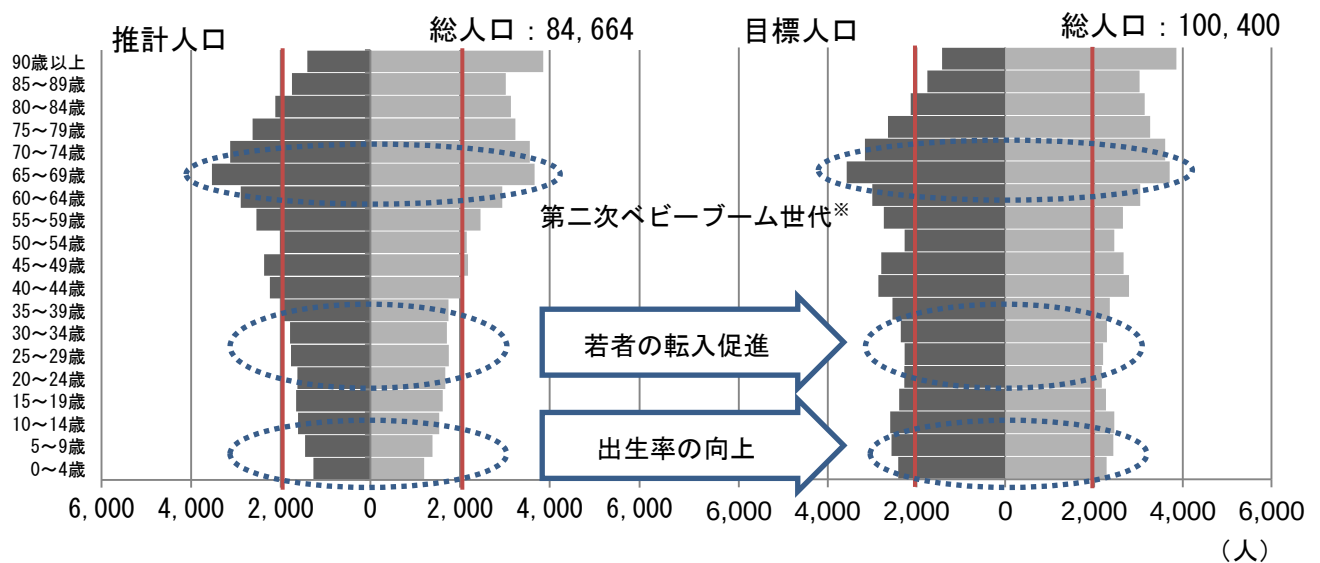
※ 社会動態：一定期間における転入・転出に伴う人口の変化。

推計人口のまま推移した場合の平成 52（2040）年の人口ピラミッド※（左下図）と人口目標を達成した場合の同年の人口ピラミッド※（右下図）とでは 34 歳以下の人口に大きな違いが生じます。人口目標を達成することで、安定的な市政運営の基礎を築くことができます。

平成 22（2010）年の人口ピラミッド※



平成 52（2040）年の人口ピラミッド※



※ 人口ピラミッド：人口の年齢別構成を知るために、ある時点の年齢階層別人口を、男女を左右に分けて、低年齢層から高年齢層へと積み上げた図。

※ 団塊の世代：第二次世界大戦直後の昭和 22～24 年にかけて生まれた世代。他の年に比べ、人口が突出している。

※ 第二次ベビーブーム世代：主に団塊の世代の出産により、昭和 46～49 年にかけて生まれた世代。

2 財政の見通し

(1) 計画的な財政運営

第1章 2(7)人口減少に対応した行財政運営で述べたとおり、人口減少に伴う市税収入の減少、合併後の特例措置終了に伴う普通交付税※収入の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加など、第7次総合計画期間における財政運営は、一層、厳しいものとなることが見込まれます。健全な財政状況を維持していくため、多治見市健全な財政に関する条例※に定める総合計画策定における原則に従い、計画的な財政運営を行います。

実行計画期間（平成28～31年度）内の歳出計画額は、歳入の予測値の上限と下限の範囲内で推移していますが、平成31年度は予測値のほぼ上限近辺に達しています。引き続き、歳入増、歳出減に向けて取り組むとともに、実行計画の毎年の見直しや財政計画の策定などによって、財政の健全性を定期的にチェックしていきます。

ア 実行計画期間内における一般会計※の歳出計画額

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
歳出計画額	338	347	349	354

注：歳出計画額は、法律で定められている事業や管理的な経費も含めた全ての事業費の合計
(ただし、上下水道、病院などの事業費は含まれていません。)

イ 歳入の予測値の幅について

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予測値の上限	342	353	355	356
予測値の下限	332	343	345	346

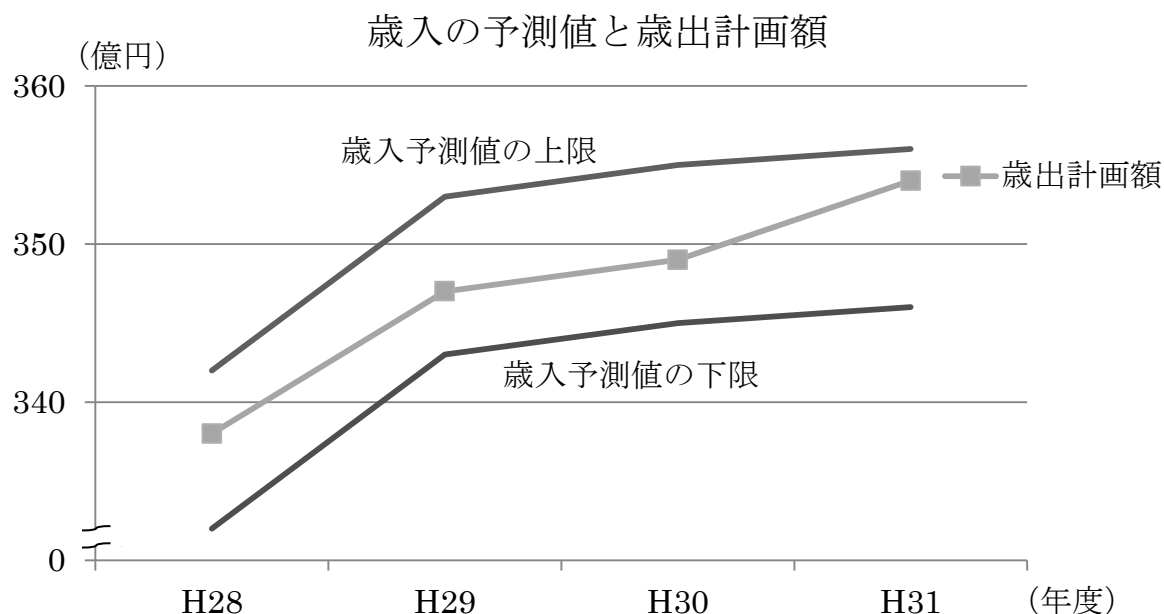
注1：歳入の予測値は、税収、補助金、借入金などの合計値

注2：歳入の上限・下限は、経済状況や国の制度変更などにより、税収などが増減すると仮定して推計

※ 普通交付税：地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額を国が交付する制度。

※ 多治見市健全な財政に関する条例：将来にわたって健全な財政運営を行っていくために、市の財務について基本的な方針やルールを定めた条例。

※ 一般会計：地方公共団体の基本的な収入と支出を経理する会計。



(2) 実行計画期間内における財政判断指数※

実行計画期間内の財政判断指数※は、全て財政健全基準の範囲内です。

償還可能年数※は、新市建設計画による大規模事業が完了し、市債残高が年々減少していくため、改善する見込みです。

経費硬直率※、経常収支比率※はともに、社会保障関係費の増加や税収の減少などの理由から、現状よりも悪化する見込みです。

財政調整基金充足率※は、長瀬テクノパークの分譲に伴い、多治見市土地開発公社に対する貸付金の債務保証が解消することにより、改善する見込みです。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
償還可能年数※	6.4 年	6.3 年	6.1 年	6.0 年
経費硬直率※	69.2%	69.4%	69.4%	69.8%
財政調整基金充足率※	11.7%	11.7%	15.2%	15.0%
経常収支比率※	86.4%	86.6%	86.0%	87.7%
実態収支	△720 百万円	△220 百万円	△3 百万円	20 百万円

注：歳出計画額、歳入の予測値、財政判断指数※はいずれも、現時点での予測値であり、経済状況や国の制度変更などにより、変わることがあります。

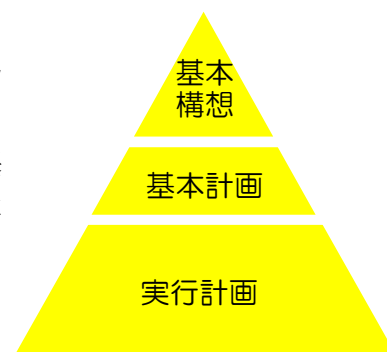
- ※ 財政判断指数：財政状況に関する情報共有を図るために設定された多治見市独自の判断指標。
- ※ 償還可能年数：使途が決まっていない収入を全て市債償還に充てた場合に完済までに要する年数。
- ※ 経費硬直率：行政サービスに要する経費と経常的な収入とのバランスを示す数値。
- ※ 経常収支比率：支払い義務のある経費と経常的な収入とのバランスを示す数値。
- ※ 財政調整基金充足率：財政調整基金残高と支払義務のある経費とのバランスを示す数値。

第5章 計画の体系と行政運営方針

1 計画の体系

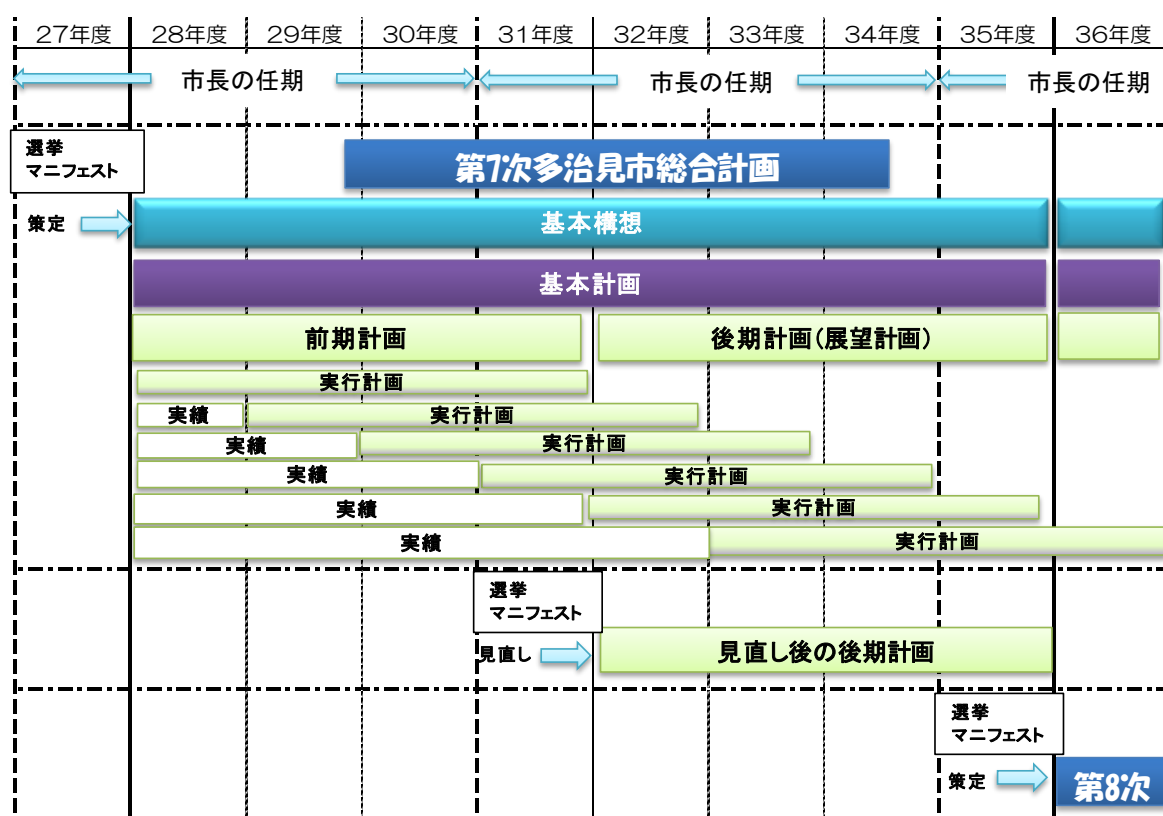
総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画で構成されます。目指すまちの将来像を定める「基本構想」を大きな目的とすると、その目的を達成するための手段（事業）が「基本計画」、その手段の具体的な進め方を明示したものが「実行計画」です。

なお、総合計画が市の政策を定める最上位の計画として、より実行性のある計画とするため、政策分野ごとの個別計画※を整合させます。



2 計画期間と見直し

基本構想と基本計画は、その期間を8年間（平成28年度から35年度まで）とし、前半4年間を前期計画、後半4年間を後期計画（展望計画）とします。実行計画は、毎年度、翌年度以降の4年間分を作成します。これらの期間は、市長の任期と連動しており、市長マニフェスト※を通じて、市民の政策選択が総合計画に反映される仕組みとなっています。



注：多治見市健全な財政に関する条例に基づき、中期的な期間（4年間）における財政計画（中期財政計画）を策定することとしています。実行計画は、中期財政計画との整合を図り、常に4年間の計画を保有する必要があるため、第7次総合計画後期計画期間終了後についても暫定的に保有します。

※ 個別計画：各政策分野における基本となる計画。

※ 市長マニフェスト：選挙において首長の候補者が、当選後に実行する政策を公約する政策集。

3 行政運営

多治見市は、平成 18 年 1 月に土岐郡笠原町と合併し、新市建設計画に基づき平成 27 年度までの 10 年間に施設や道路の整備など都市機能の充実に取り組んできました。この事業の財源には特例措置の一つである合併特例債※総額 194 億円を活用しましたが、平成 28 年度以降はこの特例措置がなくなります。また、もう一つの特例措置である合併算定替※による普通交付税※の増額分約 7 億円についても、平成 28 年度から平成 32 年度にかけて逡減し、平成 33 年度以降はなくなります。

こうした財政上の特例措置がなくなることに加え、人口減少に伴う市税収入の減少、高齢化などによる社会保障費の増加により、非常に厳しい財政運営となることを認識し、身の丈に合った行政運営を行う必要があります。

このような状況下において、総合計画を着実に実行・実現するためには、常にコスト意識を持ち、財源確保に努め、より効率的、効果的な行政運営を目指します。また、公共施設の総合管理、職員数の適正化、職員能力の向上など、「行政の改革」を今まで以上に推進していきます。

4 進行管理と評価

第7次総合計画で取り組むまちづくりの基本方針の実現性を担保するため、「計画⇒実行⇒評価⇒見直し⇒計画」のサイクルに沿って進行管理を行います。このサイクルに予算編成を連動させることで、計画の実行性を更に高めます。また、外部委員会による評価によって評価の客観性を担保するとともに、実行計画や評価結果を公表することで透明性を担保します。

※ 合併特例債：市町村の合併に伴い必要となる事業に係る経費について充てることができる地方債。
※ 合併算定替：市町村合併後 15 年間は、合併前市町村がそのまま存続したものとして普通交付税を算定し、交付税額を補償するもの。
※ 普通交付税：地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額を国が交付する制度。

第6章 基本構想全体の構造図

基本構想第2章から第5章までの内容を構造図としてまとめました。

